

生活保護行政に関する公開質問状回答

【質問事項1】

何ゆえに10年前にこのようなジャンパーを作成・着用することになったのか、その具体的な経過を明らかにしてください。

また、その後10年の長きにわたってなぜジャンパー問題が是正されることなく続いてきたのか、さらに、この10年間に、ジャンパー問題の問題点を指摘する職員、生活保護利用当事者、支援者などは、いなかったのかどうかを明らかにしてください。

【回答1】

平成19年当時に当該ジャンパーの作成にかかわった職員に確認したところ、平成19年7月5日、当福祉事務所において元生活保護受給者から職員が切り付けられる傷害事件が発生しました。業務量も多く、また精神的な負担が大きい職場において、目の前で同僚が命の危険にさらされる様子を目の当たりにしたことにより、職員のモチベーションは著しく低下することになりました。「窓口に出ることさえ怖くなった」と考える職員も出てきた状況の中、「不正受給を許さない」というメッセージを込めたジャンパーの作成が職員の連帯感を高め、組織で団結して業務に取り組んでいくためにわかりやすいものであったということでありました。

作成当初は被保護者の居宅引き払いに伴う片付け作業も多かったことから、作業着として着用しておりましたが、職員が入れ替わる中で当該ジャンパーを作成するに至った経緯や意図は引き継がれることなく、当該ジャンパーそのものだけが残り、次第に冬場の防寒着として着用するようになってしまいました。

ジャンパー作成に至った経緯はどうあれ、不正受給の可能性があたかもすべての保護受給者にあるかのような認識を持たれる不適切な表現が記載されたジャンパーを作成し、10年にわたって着用され続け、その間に内部での見直しや異論が出てこなかったことは公務員としての意識が欠如していると言わざるを得ません。また、生活保護制度を利用する権利を抑制することにつながるのではないかという当たり前の感覚が欠如していました。訪問調査等の外出時にも着用していたことにより、訪問先が生活保護受給世帯と特定される恐れがあり、プライバシーへの配慮も欠けておりました。生活保護受給者との信頼関係に傷をつける行為であったと認識しております。

なお、本市職員、生活保護受給者、支援者等から本件の問題点について、過去10年間の間にご指摘をいただいたという事実は現時点で確認できていません。

【質問事項2】

訂正前の貴市HPの「生活保護制度について」には、数々の違法な記載がなされていましたが、この記載内容について、問題はないと考えていたのかについて、記載内容の項目ごとに明らかにしてください。

また、貴市の上記HPは、最近訂正されましたが、その訂正理由と、訂正後の内容で問題はないと考えているかどうかについて、明らかにしてください。

【回答2】

本市ホームページについては制度改正時等に適宜更新を行ってまいりましたが、配慮が至らない部分がありました。そこで、憲法や生活保護法の制度にのっとり、改めて内部で検証し、見た方に誤解を与えないよう表現等の見直しを行い修正いたしました。

また、「生活保護制度について」の項目ごとの修正点、見解等につきましては、次のとおりです。

1 他法・他施策の活用

まず、生活保護法において扶養義務が優先される旨の記載を行っていたものにつきましては、その制度説明とともに扶養義務者による援助が可能かどうか確認していただきたいという意味合いで記載していたとの認識でした。しかし、個々の事情により親族等との連絡が取れない状態の方に対し、あたかも親族間で話し合わなければならないとの誤解を与えるような表現であったため、厚生労働省のホームページを参考に修正いたしました。また、稼働能力の活用に関する記載につきましても全てにおいて義務であると誤解を与えるような表現であったことから、内容を精査し、見直しを行いました。

2 生活保護と資産の関係

生活保護制度において、保有する資産が大きく関係することから内容説明を行ったものですが、保有する生命保険の活用について、相談者に対し自らで解約返戻金などを確認することが申請の義務であるかと誤解を与えるような表現であったことから、内容を精査し、見直しを行いました。

「生活保護制度について」の内容につきましては以上のように修正を行いました。その他の生活保護に関するホームページ上の項目の配置順の見直しを行い、見た方がよりわかりやすく誤解を与えることのないよう変更を行ったところであります。今後も、適宜見直しを行ってまいりたいと考えております。

【質問事項3】

今回の事態を受けて、貴市では、生活保護制度の運用について、具体的にどのような改革をする予定でしょうか。その内容を明らかにしてください。

【回答3】

今後の改善方策につきましては、有識者の参画を得て2月28日以降4回にわたって開催される「生活保護行政のあり方検討会」での検討結果に基づき取り組んでまいります。

福祉事務所内では、制度を周知するためのホームページや保護のしおり等の内容につきまして、憲法や生活保護法の制度にのっとり内部で検証し、見た方に誤解を与えることのないよう表現の見直しを適宜実施してまいります。また、ケースワーカーとして憲法や生活保護法の理念を改めて認識し、生活保護受給者へ接する際の心構えといった生活保護の基本を学び、生活に困窮されている方に対し、真に寄り添ったケースワークが実践できることを目的とした研修を実施してまいります。